

ごみ出しのルールとマナーを守りましょう

●ごみの分別にご協力を!

町では可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ9品目(プラスチック製容器包装、カン、ペットボトル、透明ビン、色付ビン、古紙、古着、蛍光灯等、廃乾電池)の計11種類の分別収集を行っています。

しかしながら、分別が不十分な状態のものが多く見受けられます。これらは、処理するごみを増やしてしまうだけでなく、ごみ収集車両やごみ処理施設での危険な事故の原因にもなります。

次の点に特にご注意ください。ごみの分別にご協力ください。

・スプレー缶・ガス缶

ガスが残っているスプレー缶・ガス缶が混ざっていると、収集車両や処理施設での火災事故につながる恐れがあり、非常に危険です。必ず中身を使い切ってから『カンの日』にお出しください。

・使い捨てライター

使い捨てライターも火災事故の原因になる恐れがありますので、使い捨てライターだけを別袋にして『廃乾電池・ライターの日』にお出しください。

さい。

・廃乾電池

乾電池には有害物質が含まれているものがあり、不燃ごみとして処理することができません。小型家電製品やおもちゃなどの中にある電池は必ず取り外してください。

●ごみ出しは朝8時まで

ごみの収集は朝8時から行っています。道路工事のため臨時に収集ルートが変わる場合や、出されるごみの量、天候等によって収集時間帯が一定にならない場合があります。収集後に出されたごみは回収できませんので、朝8時までのごみ出しにご協力をお願いします。

☎ 環境対策課 2253

社会を明るくする運動

強調月間です

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行からの立ち直りには、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を

生み出さない家庭や地域づくりが大切です。

みなさんも立ち直りを支援する取り組み「更生保護」について、考えてみませんか?

☎ 人権推進課 2241

ペットの飼い主としてのマナーを守りましょう!



フンは必ず持ち帰り、オシッコは水で流しましょう

お散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。こころない飼い主により繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰っているのに出来心でしてしまったフンの放置も、される側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が地域で嫌われる原因となります。

トイレはお散歩前に家の中ですませましょう。もし、電柱や他人の家の壁などに愛犬がオシッコをしてしまった場

合は、すぐに水で流すことが飼い主としてのマナーです。

★公共の場所または他人の土地に愛犬のフンを埋めるのは、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

犬をリードでつなぎましょう

埼玉県条例により原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても周囲の人の急な行動や大きな音などで攻撃的な行動をとったりする場合があります。また、公共の場には「犬が苦手」「犬が怖い」と思う人もいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のつつさの行動に対応できるように、リードは短めに持ってお散歩することが大切です。

ペットを捨てるなどの行為は犯罪です

犬や猫などの愛護動物※を殺傷した者は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は、100万円以下の罰金が科せられます。飼い主は、最後まで愛情と責任を十分に自覚して、ペットがその命を終えるまで飼いつづけてください。

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえ

うさぎ、鶏、いばと、あひるのほか、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。狂犬病の予防注射は、必ず毎年受けましょう

狂犬病は、撲滅された病気ではなく、現在においても、ロシア、タイ、中国、北朝鮮など世界各地で発生があり、発病してからでは有効な治療法もなくほぼ100%死亡する大変恐ろしい病気です。

●ペットの適正飼養啓発プレートの無償配布について

町ではペットの飼養に関するマナーでお困りの方に、各種適正飼養啓発プレートを無償で配布しています。配布をご希望の方は、環境対策課の窓口までお越しください。

☎ 環境対策課 2252

適正飼養啓発プレート一覧

- ・フン害防止用プレート
- ・放し飼い防止用プレート
- ・捨て犬・捨て猫防止用プレート

☎ 国民年金保険料の免除制度

国民年金の第1号被保険者(自営業者・農業者・フリー

※掲載希望の方は、掲載希望月の前々月20日までに、持参または郵送で秘書広報課広報係まで。ただし月により締切日が変わることもありますのでお問い合わせください。

万一来てて...

町では、地震や台風などの防災に関する情報や犯罪・不審者などの防犯に関する情報を、主に次の情報伝達手段で発信します。

☎ 生活安全課 ☎ 2281・2282

自動電話応答システム

防災行政無線から放送した内容を聞き逃したときや、内容を再度確認したい場合に電話で確認することができます。

専用番号 721-1980 ※通話料金は有料

登録制緊急情報メール

携帯電話やパソコン等にメール配信します。

登録方法

- ①下記の登録用アドレスまたはQRコードから空メールを送信する。

ina.anzen@mpme.jp



- ②届いた返信メールに記載された登録用URLにアクセスし、必要事項を入力。

※迷惑メール対策などで、受信拒否設定をしている場合は「@mpme.jp」と「@town.saitama-ina.lg.jp」を登録し、受信できるようにしてください。(設定しても、受信ができない場合は、生活安全課までご連絡ください。)

- ③登録が完了した旨のメールが届いたら、登録完了!

ターなど)で、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満の方)」がありますので、保険医療課国民年金係窓口にて手続きをしてください。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月3日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として、前年の所得に基づき審査を行います。所得の申告は忘れずに行ってください。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前まで

になります。

なお、失業や災害などを理由とするときは、特例があります。失業の場合は雇用保険被保険者離職票等、災害の場合は罹災証明書等が必要になるので、詳しくはご相談ください。

☎ 保険医療課国民年金係 ☎ 2173

離職中の看護職の方は届出をお願いします

法律の改正により、看護職の資格をお持ちで就業していない方は県ナースセンターへの届出が努力義務になりました。転居や出産育児等で離職した方は届出をお願いします。

町では毎年7月を「クリーンデー月間」としています。安全で快適な生活環境をつくるため、道路にはみだした



クリーンデー(道路等清掃活動)にご協力ください

☎ 届出方法等詳しくは埼玉県ナースセンター ☎ 824-7266へ

垣根や木の枝の伐採、雑草や空きカンなどの除去、側溝清掃を行い、きれいなまちづくりにご協力をお願いします。

☎ 土木課管理係 ☎ 2412

◎つけない
材料や手はもちろん、肉や魚を扱った後のまな板や包丁はこまめに洗う。

◎増やさない
調理したらすぐに食べる。保存する場合は冷やしてから冷蔵庫へ。

◎やっつける
食品は中心部まで十分に加熱する。調理器具は熱湯や塩素等で消毒を。

☎ 鴻巣保健所生活衛生・薬事担当 ☎ 048-541-0249

埼玉県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査およびアスベストの除去等工事に対する費用の補助を行う「埼玉県民間建築物アスベスト対策事業」を実施しています。

民間建築物のアスベスト対策をご検討中の方は、お気軽にご相談ください。

☎ 埼玉県建築安全課 ☎ 830-5525

「たかが万引き」という安易な考えにより、単純な動機から犯行を繰り返し、罪悪感が薄れ、やがて強盗などの悪質・凶悪な事件に手を染めてしまうことがあります。万引き防止には「誰かが見ている」という周囲の目が効果的です。犯行を繰り返させない、店舗の万引き被害を減らすために万引きは警察に通報し「万引きをしない、させない、許さない」という社会づくりを実現していきましょう。

☎ 上尾警察署 ☎ 773-0110

食中毒に要注意

生や十分に加熱されていない肉による食中毒が毎年発生しています。

原因となる菌はカンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157などであり、重症化する恐れもあります。予防には、作る人、食べる人、みんなで取り組むことが大切です。

食中毒予防の3原則は、食中毒菌を...